

食品安全委員会第853回会合議事録

1. 日時 令和4年3月29日（火） 14：00～14：34

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 6品目

イソピラザム、ピリダクロメチル、ピリダリル、フルジオキシニル、ホスチアゼート、ヨウ化メチル

(厚生労働省からの説明)

・遺伝子組換え食品等 2品目

コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ(DP915635)

(厚生労働省及び農林水産省からの説明)

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「メパニピリム」に係る食品健康影響評価について

(3) 令和4年度食品安全委員会運営計画（案）について

(4) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、川西委員、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(説明者)

厚生労働省 小池残留農薬等基準審査室長

厚生労働省 今川新開発食品保健対策室長

農林水産省 郷畜水産安全管理課長

(事務局)

鋤柄事務局長、中事務局次長、新総務課長、近藤評価第一課長、

石岡評価第二課長、都築情報・勧告広報課長、井上評価情報分析官、

藤田リスクコミュニケーション官、高山評価調整官

5. 配付資料

- 資料 1-1 食品健康影響評価について<イソピラザム>
- 資料 1-2 食品健康影響評価について<ピリダクロメチル>
- 資料 1-3 食品健康影響評価について<ピリダリル>
- 資料 1-4 食品健康影響評価について<フルジオキシニル>
- 資料 1-5 食品健康影響評価について<ホスチアゼート>
- 資料 1-6 食品健康影響評価について<ヨウ化メチル>
- 資料 1-7 「イソピラザム」、「ピリダクロメチル」、「ピリダリル」、「フルジオキシニル」、「ホスチアゼート」及び「ヨウ化メチル」の食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について
- 資料 1-8 食品健康影響評価について<コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (DP915635) > (食品)
- 資料 1-9 食品健康影響評価について<コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ (DP915635) > (飼料)
- 資料 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<メパニピリム>
- 資料 3 令和4年度食品安全委員会運営計画 (案)

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第853回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、厚生労働省の小池残留農薬等基準審査室長、今川新開発食品保健対策室長、農林水産省の郷畜水産安全管理課長に御出席いただいております。

食品安全委員会は、原則として公開となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、本日は傍聴の方においでいただくずに開催することといたします。なお、本会合の様子については、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第853回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○新総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は11点ございます。

資料1-1から1-6まで並びに1-8及び1-9がいずれも同じ資料名で「食品健康影響評価について」、資料1-7が「『イソピラザム』、『ピリダクロメチル』、『ピリダリル』、『フルジオキシニル』、『ホスチアゼート』及び『ヨウ化メチル』の食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について」、資料2が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料3が「令和4年度食品安全委員会運

営計画（案）」の以上でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○新総務課長 事務局におきまして、令和3年7月1日の委員会資料1の確認書を確認いたしましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1から1-6までにありますとおり、厚生労働大臣から3月23日付で農薬6品目について、資料1-8にありますとおり、厚生労働大臣から3月16日付で遺伝子組換え食品等1品目について、資料1-9にありますとおり、農林水産大臣から3月15日付で遺伝子組換え食品等1品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、農薬6品目について、厚生労働省の小池残留農薬等基準審査室長から説明をお願いします。

○小池残留農薬等基準審査室長 厚生労働省の小池でございます。よろしくお願いたします。

まず、農薬6品目ということで、資料1-7に6品目全部取りまとめてございますので、資料1-7に従いまして御説明をさせていただきたいと思っております。

資料1-7を1枚めくっていただいて2ページを御覧ください。1剤目、「イソピラザム」でございます。本件につきましては、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準値設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願

いするものでございます。

用途は殺菌剤でございまして、日本において農薬として、りんご、トマトなどに農薬登録されており、今回、非結球レタスへの適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおいて毒性評価がなされており、国際基準は、小麦やバナナなどに設定されてございます。また、諸外国においては、米国でバナナ、りんご、欧州でバナナ、りんごなどに基準値が設定されてございます。

食品安全委員会での評価等ですが、これまでに3回評価いただいております、ADIは0.055、ARFDは0.3と設定されてございます。

めくっていただいて、2剤目、農薬「ピリダクロメチル」でございまして。本品につきましても、農林水産省から農薬取締法に基づく残留基準値設定の要請がなされていることから、食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございまして、日本においてはこれまで農薬登録されておらず、今回、だいで、トマトなどへの新規登録申請がなされているところでございます。

また、国際機関、海外での状況ですが、JMPRでは毒性評価は行われておりません。諸外国においても基準値等は設定されてございません。

食品安全委員会での評価等につきましても、今回が初回となっております。

また次をめぐっていただきまして、3剤目、農薬「ピリダリル」でございまして。本件につきましても、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準値設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございまして、日本においては農薬としてキャベツやはくさいなどに農薬登録されており、今回、セルリーを除くせり科の葉菜類への適用拡大申請がなされてございます。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されてございません。諸外国においては、米国であぶらな科野菜や果菜類など、欧州でりんご、きゅうりなどに基準値が設定されてございます。

食品安全委員会での評価等については、これまで8回評価いただいております、ADIが0.028と設定をされてございます。

次をめぐっていただきまして、4剤目、「フルジオキソニル」でございまして。本件につきましても、インポートトレランスによる残留基準値設定の申請と農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請及び新規登録申請による残留基準値設定の要請がなされており、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺菌剤でございまして、日本においては農薬としていちご、トマトなどに農薬登録されてございまして、今回、おうとう、びわなどへの適用拡大申請と、てんさいへの新規登録申請がなされているものでございます。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおいて毒性評価がなされており、国際基準はぶどう、レタスなどに設定されております。また、諸外国の基準について、米国ではにんじ

んやトマト、欧州ではばれいしょ、いちごなどの基準値が設定されており、今回、えんどうについてインポートトレランス申請がなされてございます。

食品安全委員会での評価といたしましては、これまで6回評価いただいております、ADIが0.33、ARfDが2.5と設定をされてございます。

また1枚めくっていただきまして、5剤目、農薬ホスチアゼートでございます。本件につきましては、農林水産省から追加資料の提出に伴う基準値設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございます。

日本において農薬としてかんしょ、なすなどに農薬登録されており、今回、ばれいしょの追加資料の提出がなされております。

国際機関、海外での状況につきましては、JMPRにおいて毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されてございません。諸外国の基準については、米国でトマト、欧州ではトマト、バナナなどに基準値が設定されております。

食品安全委員会の評価等ですが、これまでに1回評価いただいております、ADIが0.002、ARfDにつきましては一般の集団に対して0.007、さらに、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対して0.002と設定されてございます。

また1枚おめくりください。6剤目の「ヨウ化メチル」でございます。本件につきましては、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準値設定の要請がなされたことから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途につきましては、ゾウリムシ等の害虫を対象とした殺虫剤でございます。日本においては農薬としてくりなどに農薬登録されており、今般、ブロッコリー、アスパラガスなどへの適用拡大申請がなされているものでございます。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されておられません。また、諸外国において基準値は設定されてございません。

食品安全委員会での評価等ですが、これまで2回評価いただいております、ADIは0.005と設定されてございます。

また、最後になりますが、次のページの別添2といたしまして、食品安全委員会に評価を2回目以降お願いするものにつきまして、今般の追加データの状況を記載のとおり列記してございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

厚生労働省から御説明いただいた農薬「イソピラザム」、「ピリダクロメチル」、「ピリダリル」、「フルジオキシニル」、「ホスチアゼート」及び「ヨウ化メチル」の5品目

については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

次に、これら農薬5品目については、いずれも今回の諮問に当たり試験成績等が追加提出されておりますので、同委員会決定の1の2の規定により、担当の浅野委員から、先ほどの厚生労働省からの説明及び今回追加で提出された資料に基づき既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて説明をお願いいたします。

○浅野委員 まず、農薬「ピリダリル」及び「ホスチアゼート」につきましては、作物残留試験の結果のみが追加されているため、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないと考えられます。

農薬「ヨウ化メチル」につきましては、作物残留試験の結果のみが追加されているのですが、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないとこれも考えます。しかしながら、農薬に関する専門調査会におきましては、急性参照用量（ARfD）の設定が進められておりますので、今回の評価要請とともに急性参照用量の設定を含めて農薬に関する専門調査会で調査審議を行うということにはいかがでしょうか。

また、農薬「イソピラザム」及び「フルジオキソニル」につきましては、小核試験等の試験が追加されていることから、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があると思われれます。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の委員からの説明によりますと、農薬「ピリダリル」及び「ホスチアゼート」については、既存の評価結果に影響を及ぼすとは認められないとのことですので、専門調査会による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂する。農薬「イソピラザム」及び「フルジオキソニル」については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとのことですので、農薬に関する専門調査会において審議する。農薬「ヨウ化メチル」については、急性参照用量の設定のため、農薬に関する専門調査会において審議するという事によろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、農薬「イソピラザム」については農薬第四専門調査会において、農薬「フルジオキソニル」については農薬第五専門調査会において、農薬「ピリダクロメチル」及び

「ヨウ化メチル」については農薬第二専門調査会において審議することといたします。また、「フルジオキシニル」については、農作物の収穫後に添加物としても使用されるものでありますので、平成22年5月20日付の委員会決定「農薬であって農作物の収穫後に添加物としても使用されるものについて、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」に従い、農薬第五専門調査会での審議の際には、添加物専門調査会の専門委員のうち適切な委員に御出席いただくことといたします。

小池室長、どうもありがとうございました。

続きまして、遺伝子組換え食品等1品目について、厚生労働省の今川新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

○今川新開発食品保健対策室長 厚生労働省食品基準審査課新開発食品保健対策室長の今川でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

今回、食品安全委員会に食品健康影響評価を御依頼いたします組換えDNA技術応用食品等につきまして、概要を御説明申し上げます。

資料は1-8でございます。今回評価を御依頼いたします品目は、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP915635）でございます。

本品目は、デント種PHR03系統を宿主とし、コウチュウ目害虫抵抗性の付与を目的として、*Ophioglossum pendulum*由来の *ipd079Ea* 遺伝子を導入し、並びに、除草剤耐性の付与を目的として、*Streptomyces viridochromogenes* 由来の *pat* 遺伝子を導入して作出したトウモロコシでございます。

付与される形質の概要について御説明いたします。まず、害虫抵抗性についてですが、*ipd079Ea* 遺伝子がコードする IPD079Ea タンパク質は小孔形成機能を有し、本品目の経口摂取を通じて標的害虫の中腸上皮細胞内に取り込まれると、中腸上皮細胞を破壊することにより殺虫活性を示します。

次に、除草剤耐性についてですが、*pat* 遺伝子がコードする PAT タンパク質は、除草剤グルホシネートの活性成分である L-グルホシネートをアセチル化し、無毒なアセチルグルホシネートに変えることで、グルホシネートの除草作用に対する耐性が付与されます。このため、除草剤グルホシネートの散布により雑草だけを枯死させ、その防除が可能となるというものでございます。

本品目は、従来のトウモロコシと同じ用途で使用され、調理方法及び加工方法も従来のトウモロコシと同様でございます。

海外の状況につきましては、本品目は、EU等において遺伝子組換え食品としての利用申請が進められております。

今後の方針といたしましては、食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、官報公告等の手続を進める予定でございます。

このたび評価を御依頼いたしますものは以上の1品目でございます。どうぞよろしくお

願ひ申し上げます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

今川室長、どうもありがとうございました。

続きまして、遺伝子組換え食品等1品目について、農林水産省の郷畜水産安全管理課長から説明をお願いいたします。

○郷畜水産安全管理課長 農林水産省畜水産安全管理課長の郷でございます。本日はよろしくお願いいたします。

資料1-9を御覧ください。当省から食品健康影響評価をお願いいたしますのは、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ（DP915635）でございます。

本申請品目の概要につきましては、先ほど厚生労働省から御説明がありましたとおりでございます。

本遺伝子組換え飼料の利用目的や利用方法につきましては、従来のトウモロコシと相違ございません。

海外の承認状況でございますけれども、EU等に申請がなされております。

今後の方針といたしましては、食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後に公表等の手続を進める予定としてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

郷課長、どうもありがとうございました。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○近藤評価第一課長 それでは、お手元の資料2に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、審議の経緯につきまして、4ページの第2版関係を御覧ください。農薬取締法に基づきます適用拡大申請などに基づきまして、本年1月、厚生労働大臣から本委員会において評価要請があったものでございます。その後、農薬第二専門調査会で審議をした後、本日御報告するものでございます。

本農薬につきましては、既に第1版におきまして、ADI及びARfDについて審議済みでございます。

今回の申請に当たりましては、作物残留試験のほか、代謝物に関します28日間亜急性毒性試験の試験成績等が新たに提出されておりますので、関連する部分を中心に御説明申し上げたいと思います。

続きまして、評価対象農薬の概要につきまして、9ページを御覧ください。用途は殺菌剤でございます。構造式は6.にお示ししたとおりでございます。アニリノピリミジン系の抗菌剤でございます。胞子の発芽管伸長を阻害し、効果を発揮すると考えられております。

国内では、1995年に初回農薬登録されておまして、諸外国では米国及びEUで登録されております。

続きまして、10ページからの安全性に関する試験の概要でございますが、動物体内運命試験等につきましては変更ございませんので、27ページまで飛んでいただきまして、6.作物残留試験を御覧ください。(1)の作物残留試験でございますが、次の28ページに参りまして、最終散布後の可食部での最大残留値等につきまして修正を行っております。また、(2)の推定摂取量でございますけれども、表25を新たに追加しております。

続きまして、36ページの(6)28日間亜急性毒性試験を御覧ください。こちらは代謝物M-31に関します毒性試験の結果でございますが、今回新たに提出されておりますので、その結果の概要を記載しております。

こちらの試験におきましては、いずれの投与群でも検体投与に関連した影響は認められなかったことから、無毒性量は雌雄とも本試験の最高用量であると考えられております。

続きまして、54ページの食品健康影響評価を御覧ください。最初のパラグラフに今回提出されました試験成績について記載をしております。また、真ん中ぐらいになりますけれども、代謝物M-36の最大残留値について追記をしております。

また、下から3つ目のパラグラフになりますが、追加で提出されました代謝物に関する毒性試験について記載がございまして、急性毒性試験及び亜急性毒性試験の結果、毒性はこの代謝物につきまして親化合物と同等またはそれ以下であり、遺伝毒性試験は陰性であ

ったことから、ばく露評価対象物質を親化合物のみと設定したという設定理由につきまして、追記をしております。

1枚おめくりいただきまして、55ページにADIとARfDについての記載がございますが、これらについては前版と同様でございます。

以上、これまでの評価結果を変更するものではないことから、国民からの意見・情報の募集を行わずにリスク管理機関に結果をお返ししたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちメパニピリムの許容一日摂取量（ADI）を0.073 mg/kg 体重/日、急性参照用量（ARfD）を4 mg/kg 体重と設定するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○山本委員長 ありがとうございます。

（3）令和4年度食品安全委員会運営計画（案）について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「令和4年度食品安全委員会運営計画（案）について」です。

本件については、本年2月15日の第847回委員会会合において取りまとめた運営計画案について意見の募集を行い、それを踏まえた上で本委員会において最終決定を行うことといたしました。これを受けて、2月18日から3月19日までの間、意見募集が実施されましたので、その結果について事務局から説明をお願いいたします。

○新総務課長 それでは、お手元の資料3に基づきまして御説明いたします。

資料3の中ほど、18ページ、17ページの次のページでございます。「『令和4年度食品安全委員会運営計画（案）』に関する意見・情報の募集結果について」ということでございます。意見募集の実施結果について御説明をいたします。

いただいた御意見等は5通でございます。これに対する当食品安全委員会の回答について、資料3の方で記載をしております。

まず1ページ目でございますが、1つ目の意見につきましては、記載の文言の技術的な

修正の御意見でございますので、詳細は割愛させていただきます。

また、2つ目の御意見につきましては、ガイドラインの策定等についての御要望ということでございます。こちらにつきましても、回答につきましては記載のとおりでございますので、御説明は割愛させていただきます。

次に2ページ目を御覧ください。意見の3つ目でございます。各項目ごとに概略を御説明させていただきます。

まず1つ目が、リスクを慎重に見極めて、疑わしきは認めない姿勢で、それにより時間が掛かるのはやむを得ないという姿勢を貫くべきということで、食品健康影響評価に関する御意見でございます。こちらにつきましては、資料に記載のとおりでございますが、食品安全委員会においてはリスク管理機関から提出された適切な資料を用いるとともに、個別の試験結果について試験条件、試験結果等のデータの科学的な信頼性を確認しております。また、必要な場合は追加の資料提出や試験実施を求め、十分な審議により評価を行っているという御回答でございます。

次に2つ目でございますが、重点事項として、遺伝子組換え食品の評価基準の見直しを掲げていると。基準につきましては、緩くなることはあり得ないとの趣旨の御意見でございます。当委員会の見解としましては、記載のとおりでございますが、今回の遺伝子組換え食品等の評価基準の見直しは、これまでの科学的知見及び国際的な動向等を踏まえて改定を行うもので、今後、専門調査会において十分に調査審議をまいりますという回答でございます。

3つ目でございますが、リスクコミュニケーションにつきましては御意見でございます。国民の健康の保護を最優先にした姿勢を貫くべきとの御意見でございます。

これに対しましては、資料に記載のとおりでございますが、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、規制や指導等のリスク管理を行う関係行政機関から独立して、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク評価を行うとともに、リスクコミュニケーションを行ってまいりたいというものでございます。

次に3ページをお開きください。4件目の御意見でございます。3ページから4ページの上の方にかけてございますが、こちらにつきましては、計画の記載事項について、表記の仕方などについての御意見でございます。技術的修正に関するものでございますので、当委員会の回答はこちらの表に記載のとおりございまして、説明は割愛させていただきます。

次に4ページを御覧ください。5番目の意見でございます。まず1点目、遺伝子組換え食品等の評価ガイドラインの見直しを着実に進めてください。加えて、整備されていない分野の評価ガイドラインを速やかに作成していただきたいとの御意見でございます。こちらにつきましては、これまでの評価で得られた科学的知見及び国際的な動向を踏まえて、今後着実に検討を進めてまいります。

また、アレルゲンの検討についての御意見も出ておりますが、こちらにつきましては、

今後、ワーキンググループでは科学的知見がそろい、複数の特定原材料の品目について具体的な評価を行った後に評価指針策定の必要性を含め、改めて検討をすることとしておりますとの御回答でございます。

次に2点目でございますが、過去に食品添加物に指定されたもののうち、安全性のデータが不十分な化学物質や、新たな科学的知見を得た化学物質について、迅速に再評価を行ってくださいとの御意見でございます。こちらにつきましては、食品添加物の安全の確保につきましては、リスク管理の在り方を検討すべきものとしており、いただいた御意見について、食品添加物の基準や規格を定めている厚生労働省にお伝えいたしますという御回答でございます。

次に5ページを御覧ください。食品添加物の基準や規格を定める役割は厚生労働省ですが、厚生労働省からの要請に基づき実施する評価だけでなく、食品安全委員会が自ら評価しこの対応を進めることが可能だと考えますなどの御意見でございます。こちらにつきましては、厚生労働省が食品添加物の規格・基準を設定・変更しようとする際には、食品安全委員会は科学的な視点から食品健康影響評価を行いますとの御回答でございます。

その次、3点目でございますが、引き続きリスクコミュニケーションの充実を図り、特に「健康食品」についての消費者のリテラシー向上のための取組をお願いしますとの御意見でございます。こちらにつきましては、御要望でございますので、「健康食品」につきまして、令和3年度取組の紹介に加え、今後、機会を捉えて取り組んでまいりたいということで表に記載のとおりのお返りとしております。

次に6ページをお開きください。農薬の重点テーマについての情報が当委員会から周知されることを期待するというものでございます。この意見につきましては、農薬についても、御指摘を踏まえ、リスクコミュニケーションに積極的に取り組んでまいりたいとの御回答でございます。

パブリックコメントに対する当委員会の回答については以上でございます。

パブリックコメントでいただいた意見・情報を踏まえた修正箇所につきましては、その次のページに修正箇所等を記載しておりますが、いずれも計画の表記の統一などに関する技術的文言の整理についてでございますので、この表を記載することをもって御説明に代えさせていただきます。

したがって、さきの委員会において取りまとめ、報告させていただいた運営計画案につきましては、内容にわたる変更はございませんので、その内容につきましては、御説明は割愛させていただきます。

簡単ではございますが、以上、御報告申し上げます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

特にございませんか。

それでは、本件につきましては、報告された案のとおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(4) その他

○山本委員長 ほかに議事はありますか。

○新総務課長 特にございません。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、再来週、4月12日火曜日14時から開催を予定しております。

以上をもちまして、第853回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。